

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2019年10月から2020年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則1	方針の策定 及び開示	<ul style="list-style-type: none"> JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)は日本版スチュワードシップ・コード受け入れ表明を2014年5月に行い、2017年11月に改訂版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明も行いました。2020年3月に発表された《日本版スチュワードシップ・コード》再改訂版(以下「再改訂版」といいます。)を2020年9月に受け入れ、当社の「日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み」(以下「取組み」といいます。)で各原則についてコンプライまたはエクスプレインしております。取組みはホームページにて公表しております。 当社を含むJPモルガン・グループのアセット・マネジメント部門(以下「当社グループ」といいます。)において、この一年間、サステナブル・インベスティング部門を新設し、同部門内にインベストメント・スチュワードシップチームを設け、各運用拠点においてスチュワードシップ活動を統括し推進する体制を整えました。当社においても、インベストメント・スチュワードシップ部を設けました。当社グループはグローバル・ベースのインベストメント・スチュワードシップ声明を本年発表しており、再改訂版に対する当社の取組み方にもその考えを反映しております。全般的に当社の取組み内容を見直し、2020年9月に更新しました。 なお、当社グループでは国連による「責任投資原則」(United Nations Principles for Responsible Investment、以下「国連PRI」といいます。)に2007年に署名しており、当社は当社グループの海外拠点の担当部署とスチュワードシップ活動に関するベスト・プラクティスを共有しながら活動しています。2020年国連PRI年次評価において、当社グループの「戦略とガバナンス」のレーティングはA+となっております。 <p>以上のことから、原則1への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2019年10月から2020年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則2	利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、J.P.モルガン(当社、JPモルガン証券株式会社、JPモルガン・チェース銀行東京支店)の「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる基本原則の1つで「取引においてお客様との利益相反の可能性のある取引を適切に管理すること」、「適切なガバナンス体制を維持すること」を掲げています。 当社の「お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況」において、当社は取引におけるお客様との利益相反の可能性を可能な限り詳細に把握し、かつその可能性がある場合には適切に管理することを掲げており、「利益相反管理の取組み」を定めております。 なお当社では、「日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み」で利益相反を管理するための類型化された方針を具体的に定め、ホームページにて公表しております。 ビジネス・コントロール部(当社においてコントロールに係る様々なプログラムを管理・運営)とインベストメント・ダイレクター(当社において運用のモニタリングを担当)が行った当社の顧客、販売会社、主要取引先の2019年7月から2020年6月に開催された株主総会における議決権の行使判断のモニタリングで、利益相反に関する問題は認められませんでした。 	J.P.モルガン 顧客本位の業務運営に関する原則 お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況 利益相反管理の取組み 日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み

以上のことから、原則2への対応は適切に行われていると評価しています。

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2019年10月から2020年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の状況把握とエンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> 当社のポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、スチュワードシップ担当者は、投資先企業と様々な形で対話、情報収集を行っています。企業説明会やスモールミーティングへの参加、経営陣(トップマネジメント)やIR担当者との個別面談、電話取材、Eメールでの情報交換などを通じて、状況の把握に努めています。 エンゲージメントの焦点を明確にするために、2020年春に、当社グループは、普遍的かつ長期的に適用できると考えるスチュワードシップにおける5つの優先事項として、ガバナンス、長期目標との戦略の整合性、人的資本管理、ステークホルダーエンゲージメント、及び気候変動リスクを特定しました。当社は、この5つの優先事項への関連性及び運用戦略上の重要性和、アナリストの評価に照らしてエンゲージメント対象企業を特定のうえ、当該企業へのエンゲージメントを実施し、その成果を検証し、進捗を把握することにより、エンゲージメントの実効性を高めたと自負しております。例えば、投資先企業におけるTCFD(*1)の提言に沿った開示の有無や開示内容(経営陣のかかわり方、具体的なりスクに関する議論)等、気候変動リスクに関する対話に着手しており、今後も継続いたします。 ご参考:ESG*2エンゲージメントの事例 サービス会社であるA社(仮称)とエンゲージメントを行い、同社の取締役会の構成について議論しました。当社からは、取締役会における社外者の比率が三分の一に満たないため、社長の再任に反対している事を説明しました。A社の事業分野は拡大しており、近年はグローバルな展開もめざましく、取締役会において独立した社外者の存在が更に有意義だと考える事を伝えました。また、女性、および外国人の取締役の登用について意見交換をしました。A社から次期総会では、社外者比率を40%とする考えを持っており、また新取締役候補の内1名は、社内の女性候補を予定していると説明されました。日本では、女性取締役が少しずつ増えている状況であるが、社外者としての登用が多い中、A社が女性の社内取締役候補の登用を考えている事を評価することを伝えました。A社とは、ガバナンスに加えて、人的資本管理やステークホルダーエンゲージメント(データ管理、サイバーセキュリティ等)についても、定期的に対話をしていく予定です。 <p>*1 Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース) *2 ESG (E(Environment = 環境)、S(Social = 社会)、G(Governance=ガバナンス))</p> <p>以上のことから、原則3および4への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2019年10月から2020年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則5	議決権行使	<ul style="list-style-type: none"> 当社では、「議決権行使に関する基本的な考え方」において明確な議決権行使の方針を定めており、ホームページにて公表しております。議決権行使を有効に機能させるための意思決定プロセス等の組織体制が構築されており、当社の投資哲学(アクティブ運用)との一貫性が確保されていると考えています。議決権行使助言会社の助言は参考情報として活用しておりますが、最終判断は当社による意思決定です。 書面上の情報のみでは判断が難しい議案がある場合、株主提案、または当社の行使基準に解釈余地がある場合等、慎重な行使判断が求められる状況においては、情報収集に努め、より綿密な議論を行うことで、適切な議決権行使がなされるよう工夫しています。スチュワードシップ活動において重点的に取組む5つの優先事項を設定する等により、企業とのエンゲージメントを強化し、投資先企業に対する理解を深め、議決権行使の判断にも活かしております。 議決権行使のプロセスにかかわる各部門で在宅勤務体制が2020年主流となり、オフィスで直接対話をしていた状況から変化が起きましたが、メール、社内の連絡ツール、電話等を用いて、行使判断に向けた十分な議論を行い、期限内に議決権行使を完了しました。 行使結果については、年に2回、個別企業・個別議案毎にホームページにて公表しております。スチュワードシップコードの再改訂版をふまえて、2020年8月に行った2020年1～6月の開示よ[□]賛否を問わず、全ての議案の行使判断理由を加えております。 <p>以上のことから、原則5への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	議決権行使に関する基本的考え方(ガイドライン) 2020年1～6月株主総会 議案別議決権行使結果
原則6	顧客・受益者への報告	<ul style="list-style-type: none"> 顧客向けスチュワードシップ活動報告を要望に応じて年に1回行っております。この際の報告資料は、顧客のニーズに合わせて、個別に対応することに努めております。 スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価をホームページで開示し[□]お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況」においてもスチュワードシップ活動についてご報告しております。 <p>以上のことから、原則6への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2019年10月から2020年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則7	対話の実力向上	<ul style="list-style-type: none"> 対話やESGの考慮に関する定量的な効果測定は難しいことから、対話の進捗状況やESGの考慮の効果を定性的に把握する努力を重ねております。その一環として、当社では本年インベストメント・スチュワードシップ部を新設し、新たにインベストメント・スチュワードシップ統括責任者を迎え入れ、更なる対話の向上を目指しております。 企業への働きかけが具体的な変化に繋がるには時間を要するものの、中長期的な視点に基づく企業への働きかけを粘り強く継続することが、企業価値の向上に広く繋がるものと認識しており、今後もより効果的な対話を目指して活動を続けることが重要だと考えております。また、経営陣を中心とする企業との直接対話を継続的に行うなかで、当社の問題意識を明示し、共有する努力を行っています。株主還元を含む資本生産性に関する考え方、対外コミュニケーションのあり方など、企業に姿勢の変化を促すには継続的な対話を根気よく続けることの必要性を感じています。 また、スチュワードシップ責任を果たす上で、知識習得の機会を増やすことも意識しており、ガバナンス関連の対話(企業、ガバナンス専門家)、外部セミナー参加等に努めています。 スチュワードシップ責任を果たすために企業との対話を続けていくなか、スチュワードシップ・コード対応等を、当社の経営陣も含め、社内で幅広く議論を重ねることも重要だと考えております。 <p>以上の取組みから、原則7への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	